

## 生計困難者等に対する相談支援事業 社会資源開発事業助成基準

### 1 助成額

生計困難者等に対する相談支援事業（以下「えんくるり事業」という）における社会資源開発事業の費用支援額（助成額）は、えんくるり事業基金を財源として当該年度予算の範囲内において定める。

### 2 助成対象経費

助成の対象経費は事業に必要な、給食費、諸謝金、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、会議費、使用料及び賃借料、手数料等とし、人件費は対象外とする。

ただし、行政又は他の団体の補助、委託又は助成制度の優先的利用によりえんくるり基金からの助成が不要と判断される場合には、当該事業を助成対象経費外とする。

### 3 助成上限額

1事業あたり、350,000円を上限とする。

ただし、申請額が予算額を上回る場合、えんくるり事業運営委員会正副委員長が協議の上、助成額を決定する。

また、生計困難者等に対する相談支援事業社会資源開発事業費用支援細則（以下細則）第5条に定める継続支援を受ける事業については、これまでの実績や他の財源による収入を踏まえ、運営委員会での協議により助成額を決定する。